

陳 情 書

【陳情趣旨】

難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になります。加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能の低下につながり、鬱や認知症につながる最大リスクとの研究結果も出されています。

欧州諸国は補聴器装置を「医療のカテゴリー」で対応して手厚い公的補助をしていますが、日本では「障がいのカテゴリー」で限定的な対応（障害者手帳保持者で、両耳の平均聴力レベルが 70 デシベル以上の高度・重度難聴者）であり、中等・軽度の難聴者に対する公的補助の必要性が求められています。

国の公的補助制度が行われていない中で、自治体独自の財政的補助事業を実施してる自治体は 10 月 31 日現在、全国 114 市区町村あります。東京では港区、江東区など 15 区、三鷹市は 18 歳以上が対象です。狛江市では 18 歳未満の身体障害者手帳を持っていない難聴の児童に対しては補聴器の購入に助成を出していますが、18 歳以上になるとそれがありません。

補聴器の普及は生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えます。

また、補聴器を購入しても使わない方が多く見受けられますが、補聴器を使いこなすためには時間をかけた訓練が必要とされています。そのためにケアセンターの設置が必要です。以下は、陳情事項です。

【陳情項目】

- 1 18 歳以上の難聴者の補聴器購入に対する補助制度の新設を要望します。
- 2 補聴器購入後、使いこなすようになるまでのケアセンターを設置してください。
- 3 国に対して、難聴者の補聴器購入の保険適用を求めてください。